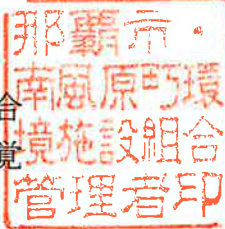


令和 5 年度 緑地除草業務委託の委託業者募集について (公告)

那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 知念 覚



地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第22条の2第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり委託業者を募集します。

記

- (1) 件 名：令和 5 年度 緑地除草業務委託
- (2) 履行場所：那覇・南風原クリーンセンター（南風原町字新川650番地）
- (3) 業務内容：仕様書のとおり。  
【業務内容①】那覇・南風原クリーンセンター敷地内（「別紙図面参照」法面を除く。  
主に、芝面の除根・芝刈り、花壇や土面）の除草清掃を行う。  
【業務内容②】計量棟前より市道鳥堀12号線までの搬入道路歩道側の（「別紙図面参照」平地及び一部壁面）の除草及び立木剪定清掃を行う。
- (4) 履行期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (5) 選定基準：次の条件をすべて満たすこと。
  - ①地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する団体であること。  
※「普通地方公共団体の長」は構成市町の長または沖縄県知事を指す。
  - ②那覇市または南風原町に拠点を置き、業務の円滑な履行が可能であること。
  - ③障害者の自立、自助支援を展開し同時に障害者福祉サービス事業所等と連携、組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉団体等であること。
- (6) 申請方法：次の書類を提出すること。
  - ①見積書（単価契約）以下の業務毎に、1 回あたりの単価を記載すること。  
【業務内容①】参考：年間実施回数目安40回  
【業務内容②】参考：年間実施回数6回
  - ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書（写し）
  - ③定款又は設立趣意書
  - ④収支報告書
- (7) 申請締切 令和 5 年 3 月 24 日（金）午後 5 時まで  
※ただし、平日午前 9 時から午後 5 時まで。正午から午後 1 時を除く。
- (8) 提出先：那覇市・南風原町環境施設組合 総務企画課 電話 098-882-6713
- (9) 契約相手方決定方法：申請者が複数ある場合は見積書の最も低い者と契約を締結する。
- (10) 契約保証金：那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第4条第1項第9号により免除する。